

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	設立の認可(生産森林組合)
②	法令名	森林組合法
③	法令番号	昭和53年法律第36号
④	根拠条項	第100条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第100条第3項(抜粋) 第31条第1項本文及び第4項から第7項まで、第62条第2項及び第3項、第63条の3、第63条の4、第74条から第76条まで、第77条第1項から第7項まで並びに第78条から第82条まで並びに会社法第310条第2項、第3項及び第6項から第8項まで、第311条(第2項を除く。)、第312条第1項及び第4項から第6項まで、第830条、第831条、第834条(第16号及び第17号に係る部分に限る。)、第835条第1項、第836条第1項及び第3項、第837条、第838条並びに第846条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。))は、組合の設立について準用する。 第78条第1項 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。
⑦	審査基準	・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針 (平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知) IV-2-1-1 森林組合等の設立、定款変更及び解散 IV-2-1-1-2 審査要領(主な着眼点) (1) 設立に係る認可について 別添2 標準処理期間等 第1 申請に対する処分 1 審査基準(5)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

- ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針
(平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知) (抜粋)

IV-2-1-1 森林組合等の設立、定款変更及び解散

IV-2-1-1-2 審査要領 (主な着眼点)

(1) 設立に係る認可について

法第 79 条 (法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による森林組合等の設立の認可を行う場合は、同条の認可の基準のとおり行うものとし、具体的には、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査し認可を行うものとする。

このうち、次の①の事項については、この事項が不適正な場合には、森林組合等の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、森林組合等の設立目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 78 条第 2 項 (法第 109 条第 4 項において準用する場合を含む。) に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の設立に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

① 基本的事項

森林組合等が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。

② 形式的事項

ア 申請書は正規な申請者から認可権者宛てに提出されているか。

イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

ウ 定款は法第 42 条 (法第 109 条第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する事項が全て網羅されているか。

エ 設立手続は森林組合にあっては、法第 74 条から第 77 条まで、連合会にあっては、法第 108 条及び第 109 条第 4 項において準用する第 75 条から第 77 条までの規定等に照らし、適法に行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本的事項は、法第 1 条、第 9 条等の規定に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっている

か。

ウ 組合員に関する規定は、法第 27 条及び第 103 条の規定の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役員に関する規定は、森林組合等の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会、総代会及び理事会に関する規定は、法第 46 条、第 58 条、第 61 条、第 65 条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

別添 2 標準処理期間等

第 1 申請に対する処分

1 審査基準

- (5) 法第 100 条第 3 項において準用する法第 79 条の規定による生産森林組合の設立の認可に係る審査基準は、森林組合の認可の基準に準ずる。なお、定款の審査に当たっては、当該生産森林組合の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。